

# 大型ごみ収集のお知らせ

家庭で不要なもの、使えなくなった農機具、タイヤ、バッテリー、ソファベッド（スプリング入）など町が行う粗大ごみの収集に通常出すことができないものを収集します。

なお、当日は直接会場に持ち込みいただき、来場される際はマスク着用など新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。

**日時・場所** 8月6日 清和地区畜産センター前（午前9時から午前11時まで）

蘇陽支所駐車場（午後1時から午後3時まで）

※矢部地区は令和5年3月12日に実施する予定です。

## ■戸別収集について

高齢者のみの世帯や車がない世帯など、どうしても会場まで持って来る事ができない場合は、**戸別収集（出張料¥1,000）**を実施しますので、希望される方は以下の連絡先までご連絡をお願いします。（会場に直接持ち込まれる場合は連絡の必要はありません）

**連絡先** 小峰クリーンセンター（☎82-3297）※土日祝日は休みです。

清和支所住民福祉係（☎82-2112） //

蘇陽支所住民福祉係（☎83-1112） //

**申込期限** 7月26日

※戸別収集は、清和地区・蘇陽地区のみです。（各地区先着10名です。）

※戸別収集による回収は大型ごみ収集実施日（8月6日）のみです。

## ■家電4品目を持ち込まれる場合

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については**事前にメーカー・型式を確認し、前日（8月5日）までに郵便局（営業時間内）でリサイクル券を購入し、領収書等を切り離さずに会場に持参して下さい。**

なお、リサイクル券を購入されていない場合は受取りができません。

リサイクル料金（参考）（運送料（500円）が別途掛かります。当日支払い。）

品目	区分	リサイクル料（税込）
エアコン	無	990円～2,000円
テレビ（ブラウン管）	小（15型以下）	1,320円～3,100円
	大（16型以上）	2,420円～3,700円
テレビ（液晶プラズマ式）	小（15V型以下）	1,870円～3,352円
	大（16V型以上）	2,970円～3,700円
冷蔵庫・冷凍庫	小（170L以下）	3,740円～5,599円
	大（171L以上）	4,730円～6,149円
洗濯機・衣類乾燥機	無	2,530円～3,300円

※リサイクル料金はメーカーによって一部異なることがあります。

※リサイクル券について詳細を知りたい方は「一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター」ホームページをご確認ください。

**問合せ** 環境水道課 ☎72-4002

# 「税」のお話し

日本国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負います（日本国憲法第30条）。税のうち市町村税については、「地方税法」に主な事項が定めてあり、「山都町税条例」に個別事項を定めています。

町民や事業所を始めとする納税義務者からの納税額は（国民健康保険税を除く。）、町の歳入（一般会計）の8%程度とその割合は低いものの、年間12億円程度にもなり、町の貴重な自主財源となっています。

次に町税として課している普通税の主なもの及び目的税を簡単にご紹介します。

町民税（普通税）年間4億円程度	
町民等の個人	町内に事務所・事業所等を有する法人等
毎年1月1日に住民票を有する市町村から課税され、広く住民に税負担と行政参画を期待する均等割と、所得能力に応じて負担する所得割（一律10%）で構成します。町民税と県民税を合わせて徴収しており、給与所得者分は、多くが事業所等から特別徴収（天引き）されます。	毎年1月1日現在における町内に事務所・事業所等を有する法人等に課すもので、均等割、法人税割で構成します。均等割は法人の区分毎の税率により算出した額、法人税割は当該法人の事業年度にかかる法人税額（国税）の6%の額で、それぞれを合算したものが税額です。
固定資産税（普通税）年間6億円程度	軽自動車税（普通税）年間7千万円程度
毎年1月1日現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者（登記簿や課税台帳に所有者として登記或いは登録されている者。）に課すもので、税率は課税標準の合計額の1.4%です（一定の基準に満たないときは免税）。所有者が亡くなっている場合は、相続人等（現に所有している人）が納めます。	毎年4月1日現在において、3輪以上の軽自動車に対し課す環境性能割、軽自動車等（軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車、2輪の小型自動車）に課す種別割で構成します。所有された場合は、15日以内に申告してください。また、原動機付自転車及び小型特殊自動車を廃車したときは、標識（ナンバープレート）を町に返却してください。
町たばこ税（普通税）年間8千万円程度	
町内の小売販売業者に対し、製造たばこの卸売販売業者等が売り渡す製造たばこに課すもので、製造たばこの卸売販売業者等が納めます。町内の小売販売業者に売り渡されたものが対象となるので、購入は、町内の小売店等をご利用ください。	
入湯税（目的税）年間百万円程度	
町内の温泉施設がある施設の宿泊客（12歳以上）が納めます。	
市町村税とは別に、国民健康保険事業を行う費用に充てるための「 <b>国民健康保険税</b> 」があります。毎年4月1日を基準に、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分（40歳から64歳までの人）の、所得割、均等割、平等割（介護保険分はなし）を合算した額が、納税義務者である世帯主に課税されます。 ※年間5億円程度	

軽自動車税の徴収は4月中旬頃に、町県民税・固定資産税・国民健康保険税を合算した集合徴収は6月中旬頃に、各納税義務者に対して納税通知書をお送りしています。

それぞれの税金には納期（納める期限）を設定しており、納期を越えると督促状1通につき督促手数料100円や税額によっては延滞金も発生し、強制徴収の対象となりますので、余裕をもって確実に納税しましょう（口座振替が便利です）。なお、納税通知書を入れた封筒には、他の書類（税の軽減や減免に関する案内等）を同封している場合がありますので、今一度ご確認ください。

**問合せ** 税務住民課 ☎72-1128